

阪神高速道路株式会社 第10回定時株主総会

議事次第

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日） 午後1時30分

2. 場 所 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
当社 本社11階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項 第10期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役選任の件
第4号議案	監査役選任の件

(報告事項)

事業報告

平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、景気は緩やかな回復基調にありました。関西経済についても、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見られましたが、徐々に和らぎ、生産の増加や雇用情勢の改善などを受けて、景気は緩やかに回復しています。一方、春先から夏場にかけてはガソリンの小売価格の上昇も見られました。また、天候不順や年始における降雪等も見られました。阪神高速道路は昭和 39 年 6 月の最初の開通（土佐堀～湊町間 2.3 km（現在の 1 号環状線））から 50 年を迎え、構造物の老朽化対策や長期的な視点に立った「安全・安心・快適」の更なる追求に向けた維持管理に対する要請が高まっています。

このような経営環境の中、阪神高速グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念の下、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく、事業の着実な展開に努めて参りました。

高速道路事業におきましては、ミッシングリンクを解消し、関西経済の発展に寄与するネットワークを構築するため、現在建設中の路線やジャンクションの整備促進に努めました。また、最初の開通から 50 年を迎え、老朽化した構造物等に関する更新計画を盛り込んだ協定変更を 3 月に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）との間で行うとともに、国土交通大臣から事業変更の許可を受けました。

その他の事業におきましても、休憩所事業、駐車場事業、第二阪奈有料道路等の道路マネジメント事業等について引き続き実施しました。

この結果、当事業年度における当社グループの営業収益は 220,825 百万円（前事業年度比 32.9%減）、営業利益は 1,961 百万円（前年同期は営業損失 1,453 百万円）、経常利益は 2,522 百万円（前年同期は経常損失 988 百万円）、当期純利益は 2,541 百万円（前年同期は当期純損失 1,945 百万円）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりです。

<高速道路事業>

高速道路事業では、阪神高速道路開通 50 年の節目を迎え、「安全・安心・快適」の更なる追求のため、平成 26 年 7 月 1 日付で「大規模修繕・更新技術推進室」を新たに設置し、供用から 40 年以上経過した構造物に対する更新計画について検討を進めて参りました。また、引き続き構造物の修繕に鋭意取り組んだほか、新神戸トンネルの天井板を撤去するなど、営業延長 259.1 km にわたるネットワークの適正な管理に努めて参りました。併せて、「安全・安心・快適」な道路サービスを引き続き提供するため、12 号守口線において全面通行止めによるフレッシュアップ工事を行いました。

高速道路通行台数は、ガソリンの小売価格の上昇や天候不順の影響等により一日当たり約 73 万台（前事業年度比 0.9%減）とやや減少しました。これにより、料金収入は 170,625 百万円（同 1.5%減）となりました。

また、企画割引「阪神高速 ETC 乗り放題パス（『2014GW』、『2014SUMMER』、『2014AUTUMN』）

『2015SPRING』)」の販売により利用促進策を実施したほか、現金でご利用のお客さまが円滑にE T Cをご利用いただけるよう「E T C車載器購入助成」等を継続的に実施して参りました。

高速道路の建設につきましては、平成 27 年 3 月 29 日に 4 号湾岸線三宝入口（関西空港方面）及び松原 JCT（北西渡り線）が開通しました。また、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線や大和川線（三宝 JCT～三宅西）の整備を推進するとともに、西船場 JCT（信濃橋渡り線（仮称））の整備促進に努めて参りました。

【建設中路線等（平成 27 年 3 月 31 日現在）】

路 線 名	区 間
大阪市道高速道路淀川左岸線	(自) 大阪市此花区高見一丁目 (至) 同市北区豊崎六丁目 (4.4km [4.3km])
大阪府道高速大和川線	(自) 堺市堺区築港八幡町 (至) 松原市三宅中八丁目 (9.1km [4.1km])
神戸市道高速道路 2 号線	(自) 神戸市長田区南駒栄町 (至) 同市同区蓮池町 (0.4km)
大阪府道高速大阪池田線 (信濃橋渡り線（仮称）)	(自)大阪市西区西本町 (至)同市同区江戸堀

(注) 区間欄の () は延長を示しており、そのうち、公共事業及び有料道路事業による合併施行区間を [] の内数で記載しております。

この結果、高速道路事業の営業収益は 199,255 百万円(前事業年度比 37.1%減)となりました。また、当事業年度における高速道路事業の新規投資は 14,862 百万円、防災安全対策や附属施設の高度化等の改築等投資は 23,662 百万円となりました。

＜受託事業＞

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線の工事受託等により、営業収益は 15,731 百万円（前事業年度比 83.3%増）となりました。

＜その他の事業＞

その他の事業につきましては、休憩所事業、駐車場事業、第二阪奈有料道路の管理等の道路マネジメント事業、発生土再生活用事業、国際コンサルティング事業等を展開してきました。

道路マネジメント事業に関しましては、平成 24 年度から実施している第二阪奈有料道路に係る奈良県側の維持管理の包括マネジメントのほか、平成 25 年度から実施している大阪府側の維持管理業務については、新たに交通管理業務を受託しました。

この結果、その他の事業の営業収益は 5,931 百万円（前事業年度比 38.7%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は 3,751 百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

①当事業年度中に完成した主要設備

- ・高速道路事業 料金收受機械及びE T C設備等の増設

- ②当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・高速道路事業 料金収受機械及びE T C設備等の拡充等
- ③当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去・滅失
 - ・高速道路事業 料金収受機械設備の撤去
 - ・その他の事業 土地及び用途廃止建物等の売却

(3) 資金調達状況

- ① 平成26年7月23日及び平成26年11月20日に機構から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づき、各69.21億円、合計138.42億円の無利子資金の借入れを行いました。
- ② 平成27年2月12日、第12回社債（一般担保付、機構重畳的債務引受条項付）250億円を発行しました。
- ③ 平成27年3月30日、株式会社三井住友銀行外12金融機関から総額85億円の借入れを行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、企業理念である「先進の道路サービスへ」の実現に向けて、平成26年度当初に第三次の計画となる「中期経営計画（2014～2016）」を策定しました。本計画では、構造物の老朽化対策や長期的視点に立った維持管理、新たな技術開発やノウハウの継承、道路ネットワークの着実な整備や利用しやすい料金体系の実現、たゆまぬ経営改善、関連事業の一層の拡大などの経営課題を踏まえた重点施策を取りまとめております。中期経営計画の2年目となる平成27年度は、“新たなステージへ！ ～徹底したお客さま目線で安全・安心・快適～”を阪神高速グループスローガンに掲げ、「安全・安心・快適」をさらに充実させたネットワークの提供に取り組むとともに、徹底したお客さま目線を意識した新しいステージでの道路サービスの提供等に取り組んで参ります。

中期経営計画期間の3年間に重点的に実施する施策の概要は、次のとおりです。

<大規模更新・修繕等による長寿命化の推進>

阪神高速道路を将来にわたって健全な状態に管理し、お客さまに安心してご利用頂けるよう、老朽化が進んだ構造物等の修繕事業等を進めるとともに、国や関係自治体などの関係機関と連携しつつ、お客さまや地域の皆さまのご理解を頂きながら、平成27年度から新たに大規模更新・修繕事業に着手して参ります。

<安全・安心・快適の追求>

阪神高速をご利用いただく1日73万台のすべてのお客さまにとって安全で安心して運転しやすく、快適な走行が可能な道路サービスを提供するため、日常維持管理、交通安全対策などのハード改良、CS向上施策、ITS技術の活用等を継続的に実施します。

また、南海トラフ巨大地震による津波等に対応する防災対策を進めます。

<より利用しやすく>

関西のくらしや経済の発展に寄与し、お客さまの利便性向上に資するミッシングリンク解消に向けたネットワーク整備等に着手に取り組むとともに、お客さまにとってわかりやすく、道路網全体が効率的に利用される料金体系の実現に向けた検討を進めます。

<プロの仕事の徹底>

今後の都市部における大規模更新・修繕等に対応するため、高品質で合理的な都市高速道

路の建設・管理、構造物の長寿命化、維持管理の効率化等の実現に向けた技術開発を戦略的に進めます。

<関連事業・新規事業の展開>

阪神高速グループにおいてこれまで培ってきた技術・ノウハウ、高架下等の道路空間や保有する資産を有効に活用し、社会のニーズに応えるため、周辺の自動車専用道路等の一体的管理受託、海外事業を含む土木・建築・補償コンサルティング事業、駐車場事業、保有資産有効活用事業、E T C活用事業等を積極的に展開します。

<環境にやさしく、地域・社会とともに>

企業の信頼性を確保しつつ社会的責任を果たすため、地球環境の保全、都市環境との調和に積極的に取り組むとともに、これまで培った技術やノウハウを活かし、地域社会へ貢献します。

<阪神高速グループ全体の総合力向上>

阪神高速グループ全体での企業価値向上を進めるとともに、グループ経営による効果を検証し、道路サービスの更なる品質確保・向上を図り、持続発展する企業グループを目指します。

<たゆまぬ経営改善と働きがいのある職場の実現>

財務基盤の強化と確実な債務返済を図るため、引き続きコストの縮減等による経営改善を進めるとともに、経営計画・実績評価制度、人材マネジメント等を通じた働きがいのある職場の実現、組織の生産性・効率性の向上を推進します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団

区 分	第7期 (平成23年度)	第8期 (平成24年度)	第9期 (平成25年度)	第10期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	236,846	236,405	329,329	220,825
当期純利益 (百万円)	1,182	1,727	△1,945	2,541
1株当たり 当期純利益 (円)	59.13	86.35	△97.29	127.05
総 資 産 (百万円)	266,813	330,571	222,886	241,786
純 資 産 (百万円)	38,038	39,770	33,631	36,719
1株当たり 純資産額 (円)	1,901.93	1,988.51	1,681.56	1,820.37

②当社

区 分	第 7 期 (平成 23 年度)	第 8 期 (平成 24 年度)	第 9 期 (平成 25 年度)	第 10 期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	233,094	232,776	326,167	216,248
当期純利益 (百万円)	1,330	1,095	△2,382	1,395
1 株当たり 当期純利益 (円)	66.55	54.77	△119.11	69.76
総 資 産 (百万円)	259,629	323,579	216,454	232,503
純 資 産 (百万円)	33,007	34,103	31,720	32,321
1 株当たり 純資産額 (円)	1,650.38	1,705.15	1,586.04	1,616.08

(6) 重要な親会社及び子会社の状況**①親会社との関係**

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
阪神高速サービス株式会社	40 百万円	100%	駐車場事業・人材派遣事業・休憩所管理事業
阪神高速技術株式会社	80 百万円	100%	保全点検・維持修繕業務
阪神高速パトロール株式会社	10 百万円	100%	交通管理業務
阪神高速トール大阪株式会社	50 百万円	100%	料金收受業務
阪神高速トール神戸株式会社	50 百万円	100%	料金收受業務
阪神高速技研株式会社	30 百万円	100%	調査・設計・積算等業務
内外構造株式会社	21 百万円	66.7% (66.7%)	保全点検業務

- (注) 1. 阪神高速サービス株式会社は、平成 26 年 12 月 1 日付けで株式会社高速道路開発と合併しております。
2. 内外構造株式会社は、高速道路の保全点検業務の一層の品質管理体制を確保し、当社グループの企業価値の向上を図るため、当事業年度から連結子会社化しております。
3. 議決権比率の () 内は、間接所有割合で、内数であります。

③その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、高速道路事業、受託事業及びその他の事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりです。

①高速道路事業

- ア. 高速道路の新設及び改築
- イ. 機構から借り受けた高速道路の維持・修繕・その他の管理

②受託事業

国、地方公共団体等からの委託による道路の建設・管理・調査等

③その他の事業

休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業、国際コンサルティング事業等

(8) 主要な事業所

①当社

本社	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
東京事務所	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
建設事業本部	大阪市西区阿波座一丁目3番15号
大阪建設部	大阪市港区弁天一丁目2番1-1900号
堺建設部	堺市堺区南花田口町二丁目3番20号
大阪管理部	大阪市港区石田三丁目1番25号
神戸管理部	神戸市中央区新港町16番1号
京都管理所	京都市伏見区深草中川原町13番7号

②子会社

阪神高速サービス株式会社	大阪市西区靱本町一丁目11番7号
阪神高速技術株式会社	大阪市西区西本町一丁目4番1号
阪神高速パトロール株式会社	大阪市西区立売堀一丁目4番12号
阪神高速トール大阪株式会社	大阪市西区立売堀一丁目3番13号
阪神高速トール神戸株式会社	神戸市中央区雲井通四丁目2番2号
阪神高速技研株式会社	大阪市西区阿波座一丁目3番15号
内外構造株式会社	大阪市中央区南船場四丁目7番15号

(9) 従業員の状況

①企業集団

区分	従業員数	前事業年度末比増減
高速道路事業	1,875名	17名減
受託事業		
その他の事業	71名	4名減
全社（共通）	207名	36名増
合計	2,153名	15名増

②当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
667名	10名減	43.7歳	18.2年

(注) 1. 従業員数には、当社から社外への出向者（98名）を除き、社外から当社への出向者（60名）を含めております。

なお、従業員数には、嘱託、パートタイマー、アルバイト及び派遣は含めておりません。

2. 平均勤続年数は、阪神高速道路公団における勤続年数を含めております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	65,668 百万円
株式会社三井住友銀行	3,715 百万円
株式会社みずほ銀行	3,706 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,413 百万円
農林中央金庫	1,760 百万円
株式会社りそな銀行	1,539 百万円
信金中央金庫	1,525 百万円
株式会社新生銀行	1,213 百万円
三井住友信託銀行株式会社	705 百万円
株式会社山陰合同銀行	500 百万円
株式会社あおぞら銀行	491 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	307 百万円
株式会社福井銀行	301 百万円
株式会社池田泉州銀行	258 百万円
株式会社京都銀行	165 百万円

(注) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に基づき引き受けられた債務を除いております。

2. 会社の株式に関する事項**(1) 発行可能株式総数**

80,000,000 株

(2) 発行済株式の総数

20,000,000 株

(3) 株主数

7 名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
財務大臣	9,999,996 株	50.0%
大阪府	2,876,722 株	14.4%
大阪市	2,876,722 株	14.4%
兵庫県	1,827,287 株	9.1%
神戸市	1,827,287 株	9.1%
京都府	295,993 株	1.5%
京都市	295,993 株	1.5%

(注) 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第76号）が平成26年4月1日に施行され、社会資本整備事業特別会計が廃止されたことに伴い、同日付けで国土交通大臣の保有株式全数が財務大臣に名義変更されております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	森 下 俊 三	・大阪瓦斯株式会社社外取締役 ・大阪府公安委員会委員長 ・同志社大学大学院特別客員教授 ・NHK経営委員
代表取締役社長	山 澤 俱 和	
代表取締役	幸 和 範	・兼専務執行役員(技術部担当) ・阪神高速サービス株式会社社外取締役 ・阪神高速技術株式会社社外取締役
取締役	岡 本 博	・兼常務執行役員(保全交通部及び情報システム室並びに管理部及び京都管理所の一部業務担当)
取締役	長谷川 新	・兼常務執行役員(経営企画部の一部業務及び東京事務所担当)
取締役	井 川 清 人	・兼執行役員(経営企画部及び総務人事部の一部業務並びに経理部担当) ・阪神高速サービス株式会社社外取締役 ・一般財団法人阪神高速道路技術センター評議員
取締役	中 根 慎 治	・兼執行役員(計画部及び環境景観室担当)
常勤監査役	越 智 浩	
監査役	川 本 清	・公益社団法人大阪港振興協会会長
監査役	廣 田 玉 枝	・大阪家庭裁判所家事調停委員 ・武庫川女子大学非常勤講師

(注) 1. 取締役会長森下俊三氏は、社外取締役であり、常勤監査役越智浩氏及び監査役廣田玉枝氏は、社外監査役であります。

2. 取締役岡本博氏、取締役井川清人氏、取締役中根慎治氏、常勤監査役越智浩氏及び監査役廣田玉枝氏は、平成26年6月26日開催の第9回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ同日付けで就任しております。

3. 取締役会長森下俊三氏は、平成26年6月30日付けをもって西日本電信電話株式会社相談役を退任しております。

なお、上記のとおり代表取締役及び取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	坂下泰幸	経営企画部の一部業務及び建設事業本部担当
執行役員	玉田尋三	総務人事部の一部業務及び事業開発部担当
執行役員	村岡秀樹	営業部及び監査室並びに管理部及び京都管理所の一部業務担当

- (注) 1. 井川清人氏及び中根慎治氏は、平成26年6月26日付けをもって執行役員を退任いたしました。
2. 玉田尋三氏及び村岡秀樹氏は、平成26年6月26日付けをもって執行役員に就任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任年月日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
南部隆秋	平成26年6月26日	任期満了	・常務取締役 ・日本高速道路インターナショナル株式会社社外監査役
菅沼孝治	平成26年6月26日	任期満了	・常務取締役 ・阪神高速サービス株式会社取締役 ・一般財団法人阪神高速道路技術センター評議員
網谷喜明	平成26年6月26日	任期満了	・取締役
横山雅之	平成26年6月26日	任期満了	・常勤監査役（社外監査役）
近藤勝直	平成26年6月26日	任期満了	・監査役（社外監査役） ・一般社団法人システム科学研究所副会長 ・一般財団法人阪神高速地域交流センター評議員

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9名	106百万円
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	23百万円 (19百万円)
合計	14名	130百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、当事業年度中に退任した取締役3名及び監査役2名が含まれることと、

無報酬の取締役が1名（社外取締役）存在しているためであります。

4. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額6百万円を含めております。
5. 上記のほか、平成26年6月26日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記の通り支給しております。

退任取締役 3名 18百万円

なお、これらの金額には、当期及び当期前の事業年度に係る事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役会長森下俊三氏は、大阪瓦斯株式会社社外取締役及び元西日本電信電話株式会社相談役であります。当社は、大阪瓦斯株式会社及び西日本電信電話株式会社との間にそれぞれ高速道路の建設に付随する設備移設に係る取引関係があります。

③当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (13回開催)	監査役会出席回数 (18回開催)
取締役会長 森下 俊三	12回	—
常勤監査役 越智 浩	10回	13回
監査役 廣田 玉枝	10回	13回

(注) 常勤監査役越智浩氏及び監査役廣田玉枝氏の出席状況は、平成26年6月26日付けの就任以降のものであります。なお、両氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は13回であります。

イ. 取締役会における発言状況

- ・ 取締役会長森下俊三氏は、組織運営についての豊富な経験を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言を行っております。
- ・ 常勤監査役越智浩氏は、常勤者としての立場で会社全体の業務の適正性を確保するという観点から、当社の業務運営全般について、適宜発言を行っております。
- ・ 監査役廣田玉枝氏は、法務行政に関する豊富な実務経験や見識を活かし、適宜発言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	37,600 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,600 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役及び監査役は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務の遂行の状況等を考慮し、毎期検討します。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査役は、当該会計監査人の解任につき検討します。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) の施行(平成 27 年 5 月 1 日)により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関は、取締役会から監査役会に変更されております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、平成 18 年 5 月 2 日開催の取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」(内部統制システム)の整備について決議しております。(最終改正：平成 25 年 4 月 23 日)

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、コンプライアンスに関する体制の整備、施策の実施の推進を図るとともに、コンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図る。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面又は面談により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、弁護士や警察等関

係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

定例取締役会を原則として月 1 回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保する。

監査役は、取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務人事部において保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、社内規則に基づいて適正に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心・快適なネットワークを通じて「先進の道路サービスへ」を目指す企業として、全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、対策を講ずるとともに、経営に重大な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を運用する。

特に、災害、事故及びシステムダウン等の対応については、社内規則等に基づき体制を整備し、事業継続計画（BCP）及びマニュアル等の着実な運用を図るとともに、道路の安全性を確保するために日々の点検や補修を実施するなど想定される様々なリスクに対する取組みを進める。

また、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から徹底し、随時、訓練を実施するとともに、それらの発生に備えて、交通管制部門を 24 時間体制にするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整える。

さらに、コンプライアンス、文書（取締役の職務の執行に係る文書を含む。）の作成及び保存等の管理、個人情報の保護、E T C等のセキュリティを含む情報セキュリティマネジメント並びに財務等に係るリスクへの対応については、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、研修の実施等の必要な措置を講じる。

入札及び契約に関しては、社内規則に基づき、入札監視委員会及び公正入札調査委員会による審査など入札の公正性を保つための体制の運用を通じて、公正な入札の実施及び運用を図るとともに、契約からの暴力団等の排除についても取組みを進める。

取締役会は、これらの実施状況を監督し、リスク管理の徹底を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理する。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策

定し、その進捗状況进行评估する経営計画・実績評価制度を運用することにより、業務の着実かつ効率的な推進を図る。

定例取締役会を原則として月 1 回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行う。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために関係する取締役、執行役員等をメンバーとする重要案件会議を開催し、重要課題への確に対応する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

すべての社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、あるいはコンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図るとともに、社内におけるコンプライアンス意識の向上に向けた社員研修等の実施により、社員に対する継続的な啓発、支援等を行う。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面又は面談により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、組織的な対応をとり、必要に応じて弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、阪神高速グループ全体の総合力の向上を目的に、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

そのため、グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有し、意見交換を行う場として、当社及びグループ会社の社長からなるグループ会社経営計画報告会を定期的に開催する。

また、阪神高速グループの一員としての意識を高めるとともに、グループ内で社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを推進する。

監査役は必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査する。また、監査室は、業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及び内部統制の確立を支援するため、関

係部門と連携を図り当社及びグループ会社に対する内部監査を定期的実施し、その結果を当社及び当該グループ会社の社長に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に専属の使用人を配置し、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させる。

監査役室の使用人の人事異動については、事前に取り締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役が取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。

また、監査役会との協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」に基づく重大な事項の報告、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社員相談・通報の状況を定期的に報告するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の最重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。

また、その他の取締役についても適宜、監査役との意見交換を行うものとする。

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)の施行(平成27年5月1日)に伴い、平成27年4月24日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改正しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更であります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成27年3月31日

阪神高速道路株式会社

資産の部

(単位:百万円)

I	流動資産		
	現金及び預金		16,077
	高速道路事業営業未収入金		30,182
	未収入金		7,062
	未収還付法人税等		112
	未収消費税等		3,375
	有価証券		9,500
	仕掛道路資産		127,607
	原材料及び貯蔵品		273
	受託業務前払金		1,781
	繰延税金資産		965
	その他		987
	貸倒引当金		△7
			<hr/>
		流動資産合計	197,918
II	固定資産		
	1. 有形固定資産		
	建物及び構築物	27,023	
	減価償却累計額	△10,472	16,550
		<hr/>	
	機械装置及び運搬具	49,753	
	減価償却累計額	△33,204	16,548
		<hr/>	
	土地		3,996
	リース資産	3,065	
	減価償却累計額	△1,020	2,045
		<hr/>	
	建設仮勘定		869
	その他	1,582	
	減価償却累計額	△1,119	463
		<hr/>	
	有形固定資産合計		40,473
	2. 無形固定資産		
	ソフトウェア		1,141
	その他		6
			<hr/>
	無形固定資産合計		1,148
	3. 投資その他の資産		
	投資有価証券		667
	繰延税金資産		500
	その他		1,110
	貸倒引当金		△33
			<hr/>
	投資その他の資産合計		2,246
			<hr/>
		固定資産合計	43,868
			<hr/>
		資産合計	241,786
			<hr/> <hr/>

負債の部

(単位:百万円)

I 流動負債		
高速道路事業営業未払金		31,646
未払金		3,801
1年以内返済予定長期借入金		5,330
リース債務		243
未払法人税等		396
未払消費税等		995
受託業務前受金		1,168
前受金		314
賞与引当金		1,367
回数券払戻引当金		11
仕掛道路損失引当金		376
その他		1,541
	流動負債合計	47,193
II 固定負債		
道路建設関係社債		51,068
道路建設関係長期借入金		78,938
リース債務		1,707
繰延税金負債		75
役員退職慰労引当金		119
ETCマイレージサービス引当金		40
退職給付に係る負債		25,291
その他		633
	固定負債合計	157,874
	負債合計	205,067

純資産の部

I 株主資本		
資本金		10,000
資本剰余金		10,000
利益剰余金		19,562
	株主資本合計	39,562
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		9
退職給付に係る調整累計額		△3,164
	その他の包括利益累計額合計	△3,155
III 少数株主持分		
		311
	純資産合計	36,719
	負債・純資産合計	241,786

連結損益計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I. 営業収益		220,825
II. 営業費用		
道路資産賃借料	131,840	
高速道路等事業管理費及び売上原価	82,505	
販売費及び一般管理費	4,518	218,863
営業利益		1,961
III. 営業外収益		
受取利息	4	
土地物件貸付料	56	
原因者負担収入	14	
回数券払戻引当金戻入額	110	
負ののれん償却額	28	
デリバティブ評価益	1	
持分法による投資利益	192	
その他	203	612
IV. 営業外費用		
支払利息	29	
偽造ハイウェイカード損失	0	
その他	21	51
経常利益		2,522
V. 特別利益		
固定資産売却益	35	
負ののれん発生益	405	441
VI. 特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却費	41	
投資有価証券評価損	11	
事務所移転費用	42	
減損損失	6	103
税金等調整前当期純利益		2,861
法人税、住民税及び事業税	437	
法人税等調整額	△173	263
少数株主損益調整前当期純利益		2,597
少数株主利益		56
当期純利益		2,541

連結株主資本等変動計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年4月1日残高	10,000	10,000	17,816	37,816	10	△ 4,194	△ 4,184	-	33,631
会計方針の変更による累積的影響額			△ 794	△ 794					△ 794
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	10,000	17,021	37,021	10	△ 4,194	△ 4,184	-	32,836
連結会計年度中の変動額									
当期純利益			2,541	2,541					2,541
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					△ 0	1,030	1,029	311	1,341
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,541	2,541	△ 0	1,030	1,029	311	3,882
平成27年3月31日残高	10,000	10,000	19,562	39,562	9	△ 3,164	△ 3,155	311	36,719

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数	7社
連結子会社の名称	阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) 阪神高速パトロール(株) 阪神高速トール大阪(株) 阪神高速トール神戸(株) 阪神高速技研(株) 内外構造(株)

従来、持分法適用関連会社であった内外構造(株)は、株式取得に伴う持分比率の増加に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、(株)高速道路開発は、平成26年12月1日付で阪神高速サービス(株)と合併したため、連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称	阪申土木技術諮詢(上海)有限公司
連結の範囲から除いた理由	

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数	5社
関連会社の名称	(株)情報技術 (株)テクノ阪神 (株)ハイウェイ管制 阪神施設工業(株) 阪神施設調査(株)

従来、持分法適用関連会社であった内外構造(株)は、株式取得に伴う持分比率の増加に伴い、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(阪申土木技術諮詢(上海)有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品

主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

④仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

また、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が794百万円増加し、利益剰余金が794百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は39円72銭減少しており、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- (1) 投資有価証券のうち非連結子会社及び関連会社に対するもの

株式 644百万円

- (2) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債51,068百万円(額面51,100百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債114,400百万円(額面)の担保に供しております。

- (3) 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 117,500百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 146,000百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が20,474百万円、道路建設関係長期借入金が2,230百万円それぞれ減少しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、一部の連結子会社が、運用収益の確保を目的として、債券及びデリバティブが組み込まれた複合金融商品(仕組債)等を保有しておりますが、当該連結子会社の社内規程に基づき、取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しているほか、為替相場及び市場金利の動向等を踏まえ取締役会において定期的に運用状況を報告するなど、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えております。

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するETC料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。また、営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限に止めるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	16,077	16,077	-
(2) 高速道路事業営業未収入金	30,182	30,182	-
(3) 未収入金	7,062	7,062	-
(4) 未収還付法人税等	112	112	-
(5) 未収消費税等	3,375	3,375	-
(6) 有価証券及び投資有価証券	9,510	9,510	-
資産計	66,321	66,321	-
(1) 高速道路事業営業未払金	31,646	31,646	-
(2) 未払金	3,801	3,801	-
(3) 1年以内返済予定長期借入金	5,330	5,330	-
(4) 未払法人税等	396	396	-
(5) 未払消費税等	995	995	-
(6) 道路建設関係社債	51,068	51,711	643
(7) 道路建設関係長期借入金	78,938	78,938	-
負債計	172,177	172,820	643

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)高速道路事業営業未収入金、(3)未収入金、(4)未収還付法人税等及び(5)未収消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)高速道路事業営業未払金、(2)未払金、(4)未払法人税等及び(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)1年以内返済予定長期借入金及び(7)道路建設関係長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6)道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額657百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(6)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,820円37銭
1株当たり当期純利益金額	127円5銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	2,541百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	2,541百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

平成27年3月31日

阪神高速道路株式会社

資産の部

(単位:百万円)

I 流動資産			
現金及び預金		14,324	
高速道路事業営業未収入金		30,179	
未収入金		5,545	
未収還付法人税等		77	
未収消費税等		3,375	
有価証券		9,200	
仕掛道路資産		127,653	
貯蔵品		142	
受託業務前払金		1,781	
前払費用		66	
繰延税金資産		486	
その他		300	
貸倒引当金		△7	
	流動資産合計		193,127
II 固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	984		
構築物	10,615		
機械及び装置	16,497		
車両運搬具	75		
工具、器具及び備品	53		
建設仮勘定	827	29,054	
無形固定資産			
ソフトウェア	542		
その他	1	544	29,598
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	1,289		
構築物	106		
機械及び装置	0		
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	67		
土地	2,006	3,471	
無形固定資産			
ソフトウェア	0		
その他	0	0	3,471
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	2,849		
構築物	26		
工具、器具及び備品	180		
土地	1,141		
リース資産	15		
建設仮勘定	42	4,255	
無形固定資産			
ソフトウェア	379		
その他	0	380	4,635
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	495	495	495
E 投資その他の資産			
投資有価証券		13	
関係会社株式		383	
長期前払費用		531	
その他		278	
貸倒引当金		△33	
	固定資産合計		1,173
	資産合計		39,375
			232,503

負債の部

(単位:百万円)

I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		27,733	
1年以内返済予定長期借入金		5,330	
未払金		2,588	
リース債務		6	
未払費用		333	
未払法人税等		86	
未払消費税等		390	
預り金		8,999	
受託業務前受金		1,168	
前受金		235	
賞与引当金		667	
回数券払戻引当金		11	
仕掛道路損失引当金		376	
その他		868	
	流動負債合計		48,798
II 固定負債			
道路建設関係社債		51,068	
道路建設関係長期借入金		78,938	
リース債務		7	
繰延税金負債		80	
受入保証金		53	
退職給付引当金		21,173	
役員退職慰労引当金		19	
ETCマイレージサービス引当金		40	
	固定負債合計		151,383
	負債合計		200,181
純資産の部			
I 株主資本			
資本金			10,000
資本剰余金			
資本準備金		10,000	
	資本剰余金合計		10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金	153		
高速道路事業別途積立金	10,568		
関連事業別途積立金	3		
繰越利益剰余金	1,597	12,321	
	利益剰余金合計		12,321
	株主資本合計		32,321
	純資産合計		32,321
	負債・純資産合計		232,503

損益計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	170,625		
道路資産完成高	28,042		
その他の売上高	24	198,692	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	131,840		
道路資産完成原価	27,335		
管理費用	39,004	198,180	
高速道路事業営業利益			512
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	76		
駐車場事業収入	515		
受託業務収入	15,731		
その他営業事業収入	1,231	17,555	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	69		
駐車場事業費	247		
受託業務事業費	15,549		
その他営業事業費	1,211	17,078	
関連事業営業利益			477
全事業営業利益			989
III. 営業外収益			
受取利息		0	
有価証券利息		3	
受取配当金		132	
土地物件貸付料		56	
原因者負担収入		14	
回数券払戻引当金戻入額		110	
雑収入		67	385
IV. 営業外費用			
支払利息		44	
偽造ハイウェイカード損失		0	
雑損失		6	51
経常利益			1,324
V. 特別利益			
固定資産売却益		23	23
VI. 特別損失			
固定資産売却損		0	
固定資産除却費		14	
投資有価証券評価損		11	
減損損失		1	28
税引前当期純利益			1,318
法人税、住民税及び事業税		32	
法人税等調整額		△109	△76
当期純利益			1,395

株主資本等変動計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本								純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金							利益剰余金 合計
			固定資産 圧縮積立金	高速道路事業 別途積立金	関連事業 別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成26年4月1日残高	10,000	10,000	151	13,086	3	1,520	11,720	31,720	31,720	
会計方針の変更による 累積的影響額						794	794	794	794	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,000	10,000	151	13,086	3	2,314	10,926	30,926	30,926	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の 取崩			4			4	-	-	-	
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加			5			5	-	-	-	
別途積立金の取崩				2,518		2,518	-	-	-	
当期純利益						1,395	1,395	1,395	1,395	
事業年度中の変動額合計	-	-	1	2,518	-	3,912	1,395	1,395	1,395	
平成27年3月31日残高	10,000	10,000	153	10,568	3	1,597	12,321	32,321	32,321	

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
(時価のないもの)
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

① 仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 貯蔵品

主として個別法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物	5～60年
機械及び装置	5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当事業年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高
工事完成基準を適用しております。

受託業務収入
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が794百万円増加し、利益剰余金が794百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は39円72銭減少しており、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債51,068百万円(額面51,100百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債114,400百万円(額面)の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

43,110百万円

3. 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

117,500百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

146,000百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が20,474百万円、道路建設関係長期借入金が2,230百万円それぞれ減少しております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	90百万円
短期金銭債務	9,390百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

高速道路事業営業収益	0百万円
高速道路事業営業費用	27,574百万円
関連事業営業収益	628百万円
関連事業営業費用	803百万円

営業取引以外の取引 1,001百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	6,781 百万円
回数券払戻引当金	3 百万円
賞与引当金	220 百万円
仕掛道路損失引当金	124 百万円
未払事業税	22 百万円
ETCマイレージサービス引当金	13 百万円
減損損失	499 百万円
前受金	71 百万円
繰越欠損金	603 百万円
その他	323 百万円
繰延税金資産小計	8,665 百万円
評価性引当額	△ 8,178 百万円
繰延税金資産合計	486 百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△ 75 百万円
その他	△ 5 百万円
繰延税金負債合計	△ 80 百万円

繰延税金資産の純額 405 百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	486 百万円
固定負債－繰延税金負債	△ 80 百万円

道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定による、道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額は、以下のとおりであります。

なお、当該賃借料の支払期日は平成74年9月18日であります。

1年以内	132,455百万円
1年超	7,392,063百万円
合計	7,524,519百万円

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割 合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	阪神高速技術 株式会社	大阪市 西区	80	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務	(所有) 直接 100.0	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務 の委託 役員の兼 任	資金の預 り (※)	—	預り金	4,696

(注)※ 当社では、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(以下「CMS」という。)を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは困難であるため、期末残高のみを記載しております。
なお、金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割 合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権 の過半数 を自己の 計算にお いて所有 している 会社等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	横浜市 西区	5,534,088	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	道路資産 の賃借	道路資産 賃借料の 支払 (※1)	131,840	高速道路 事業営業 未払金	12,335
									高速道路 事業営業 未収入金	5,731
						完成道路 資産の引 渡		28,042	高速道路 事業営業 未収入金	9,176
						道路資産 と債務の 引渡	道路建設 関係債務 の引渡 (※2)	22,705	高速道路 事業営業 未収入金	13
						借入金 の連帯債 務	債務保証 (※2、 3)	263,500	—	—
						資金の 借入	道路建設 関係借入 金の借入 (※4)	13,842	道路建設 関係長期 借入金	62,438
								1年以内 返済予定 長期借入 金	3,230	

(注)※ 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

※ 2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。
また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※ 3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※ 4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。

5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金及び1年以内返済予定長期借入金を除き消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,616円8銭

1株当たり当期純利益金額 69円76銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,395百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	1,395百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月28日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原健二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月28日

阪神高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原健二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営責任者会議、重要案件会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条各号に掲げる事項の通知を受けるとともに、職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の説明を受け、当該体制について確認いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月3日

阪神高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 越智 浩 印

監査役 川本 清 印

監査役 廣田 玉枝 印

(注) 常勤監査役越智浩、監査役廣田玉枝は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(決議事項)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の内容は、以下に記載のとおりであります。

当社としては、高速道路事業の将来の不確定要因に備えるため、高速道路事業に係る当期純利益883百万円に、退職給付会計基準改正に伴う利益剰余金の減少額759百万円を合わせた123百万円を高速道路事業別途積立金として積み立てることとさせていただきたく存じます。

また、関連事業においても退職給付会計基準改正に伴い利益剰余金が減少することとなりましたので、関連事業別途積立金の全額（3百万円）を取り崩すこととさせていただきたく存じます。

なお、可能な限り自己資本の充実に努めるため、当期は無配当とさせていただきたくお願いいたします。

(剰余金の処分に関する事項)

1. 増加する剰余金の項目とその金額

高速道路事業別途積立金	123,887,437円
-------------	--------------

2. 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金	120,831,243円
---------	--------------

関連事業別途積立金	3,056,194円
-----------	------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第25条及び第35条の規定の一部を変更するものであります。なお、現行定款第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 〈条文記載省略〉</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 〈現行のとおり〉</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</p>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 〈条文記載省略〉</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 〈現行のとおり〉</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 取締役選任の件

取締役長谷川新氏は、本総会の終結の時をもって辞任されます。つきましては、後任の取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであり、本総会の終結の時をもって就任する予定であります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
あずま 東 きよし 潔 (昭和37年12月15日)	昭和61年4月 建設省採用 平成13年4月 国土交通省道路局道路交通管理課企画専門官 平成14年7月 阪神高速道路公団総務部総務課長 平成17年8月 国土交通省都市・地域整備局総務課都市高速道路公団監理室長 平成17年10月 同 都市・地域整備局都市計画課景観室長 平成19年4月 同 住宅局市街地建築課マンション政策室長 平成20年7月 同 東北地方整備局建政部長 平成23年8月 同 都市局都市政策課長 平成25年8月 内閣府男女共同参画局総務課長 平成26年9月 同 大臣官房政策評価広報課長 (現在に至る)	なし

(注1) 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役選任の件

監査役川本清氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その後任として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであり、本総会の終結の時をもって就任する予定であります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ふじい まさかず 藤井 正和 (昭和28年5月23日)	昭和52年4月 阪神高速道路公団採用 平成15年5月 同 業務部業務課長 平成17年9月 同 業務部次長 平成17年10月 阪神高速道路(株) 業務部次長 平成18年7月 同 関連事業室長 平成20年7月 同 経理部長 平成23年7月 (株)高速道路開発 代表取締役社長 平成26年6月 阪神高速サービス(株) 代表取締役社長 (現在に至る)	なし

(注1) 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。